

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則の一部を改正する規則を
ここに公布する。

令和7年10月1日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第45号

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則の一部を改正する規則

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則（平成12年秋田市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第12条中「在職する」を「おいて次に掲げる職員のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 条例第25条第1号に掲げる地区に在勤する職員
- (2) 前号に掲げる職員以外の職員のうち勤務し、又は居住する地区の寒冷および積雪の度を考慮して同号に掲げる職員との権衡上必要があると認められるものとして次に掲げる職員
 - ア 条例第25条第2号アに規定する公署に在勤する職員
 - イ アに掲げる職員以外の職員のうち条例第25条第1号に掲げる地区に居住する職員

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 令和7年11月から令和8年3月まで、同年11月から令和9年3月まで、同年11月から令和10年3月までおよび同年11月から令和11年3月までの各月の初日において、市内の公署に在勤する職員（改正後の秋田市単純

労務職員の給与の基準に関する規則第12条の規定により寒冷地手当が支給される職員を除く。) に対しては、寒冷地手当を支給する。